

感染症防止のため、症状がある方、陽性の方、同居家族に陽性者がいる方は受講を控えていただくようお願いいたします。
マスクの着用は個人の判断に委ねられていますが、会話の際にはマスクの着用を推奨いたします。

関係事業主 殿

令和8年9月1日

[登録番号: 第10号 有効期間: 令和11年3月30日]

長野労働局長登録教習機関 (一社) 長野県労働基準協会連合会
(一社) 中野労働基準協会
各労働基準協会

玉掛け技能講習

開催のご案内

労働安全衛生法第61条 施行令第20条では、制限荷重が1トン以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が1トン以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛け(ワイヤーロープやチェーンその他の玉掛け用具を用いて、荷を吊るために行う荷掛けおよび荷外しの作業)の業務に従事する者は、所定の技能講習を修了した資格者でなければならないことになっています。

長野労働局長登録教習機関であります当連合会では、この資格を取得する講習を下記により開催いたしますので、関係者は是非この機会に資格を取得されますようご案内申し上げます。

記

1. 受講資格区分 (玉掛け技能講習規程第4条に係る特例は適用いたしません)

受講資格区分		資格の内容	免除科目
A	免許等所持者	◇クレーン運転士、クレーン運転士(床上運転式限定)、移動式クレーン運転士、デリック運転士、揚貨装置運転士、クレーン・デリック運転士、クレーン・デリック運転士(クレーン限定)(床上運転式限定) 以上の免許所持者	講習科目の一部(玉掛けに必要な力学に関する知識)の免除
		◇床上操作式クレーン(5トン以上)運転技能講習、小型移動式クレーン運転技能講習の修了者 (特別教育は除く)	
B	A以外の人		

2. 講習月日・会場・締切日・定員 ※初日は8時55分からオリエンテーションを行います

開催月日	令和8年11月4日(水)・5日(木)・6日(金) ※天候(雷雨等)により実技講習を延期する場合があります。	資格区分Aの人は 1日目の午後及び2日目・3日目の2日半 資格区分Bの人は3日間受講のこと
受付時間	第1日目の受付は、区分Bの人は8時40分から、区分Aの人は12時40分からになります。	
会場	中野地域職業訓練センター 中野市大字中野1457-1	
締切日	令和8年10月22日(木)	定員 40名 締切日前でも定員になりましたら受付を締め切らせていただきます。

3. 申込方法

- (1) 申込先 最寄りの労働基準協会へお申込み下さい。(所在地は申込書の裏面に掲載してあります。)
(2) 提出書類 ※下記①②を申込時に必ず提出して下さい。外国籍の方は③も貼付して下さい。

① 受講申込書	受講料及びテキスト代を添えてお願いします。 (労働基準協会会員事業場のテキスト代は不要です。)
② 写真1枚 (申込書貼付用) 縦3cm、横2.5cm裏面に氏名明記 修了証に使用します	正面、脱帽、上三分身(胸から上)(顔がサイズ画面いっぱいのも又は、はみ出したものは受付いたしません)、背景無地、鮮明で傷のないもの、デジタルカメラで写した場合は専用の印画紙を使用した写真に限りです。
外国籍の方のみ③旅券(パスポート)・在留カード・特別永住者証明書 いずれかの写し	氏名が記載されている頁の写しを、講習受講申込書裏面の貼付欄に糊づけして下さい。

4. 受講料 (消費税含む) 区分Aの人1名 25,300円 [内訳: 本体23,000円 消費税(10%) 2,300円]
区分Bの人1名 26,400円 [内訳: 本体24,000円 消費税(10%) 2,400円]
※区分Aの方は申込受付時に必ず免許証等の写しを提出して下さい。

5. テキスト代 (消費税含む) 〈労働基準協会会員事業場は不要〉「玉掛け作業者必携テキスト」※テキスト代は改定される場合があります。

1冊 1,705円 [内訳: 本体 1,550円 消費税 (10%) 155円]

※受講料及びテキスト代は申込先の労働基準協会へお支払い (またはお振込み) ください。

6. 修 了 証

所定の時間を受講した方に対して試験を行い、合格者には3日目の修了式で修了証をお渡しします。

なお、10月23日以降に受講申込みされた方及び申込書の記載内容に不備があった方には後日郵送いたします。(郵送代460円ご負担下さい。) また、満18歳未満の方には、満18歳に到達した時点で修了証を郵送いたしますのでお含みおきます。

7. 受講上等の留意事項

(1) 筆記用具 (鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム)、電卓(携帯電話、スマホは使用禁止)携行のこと。

3日目は実技のため、筆記用具、電卓(携帯電話、スマホは使用禁止)携行のほか、作業しやすい服装で安全靴、保護帽(ヘルメット)、皮手袋(軍手)を整えて出席して下さい。

※お貸し出来ませんので各自必ずお持ち下さい。

(2) 会場の空調により温度調節が難しいため、各自服装等にご留意下さい。

(3) 申し込み受付後の取消しは10月27日までとし、その後の取消し及び欠席者には原則としてテキストをお渡しし、受講料は返還しませんのでお含み下さい。(労働基準協会会員事業場の方は、テキストのお渡しと、受講料の返還をいたしません。)

8. 講習時間・科目・講師

	期	時 間	講 習 科 目	講 師
学 科 講 習	第一日目	8:55～	オリエンテーション	榊守谷商会安全環境管理室 酒井 清隆 氏
		9:00～12:00	クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識	
		13:00～14:00	クレーン等に関する知識	
		14:00～17:00	クレーン等の玉掛けの方法 一般的作業方法 玉掛け用具 基本動作 合図の方法	
	第二日目	9:00～10:00	関係法令	
		10:00～12:00	クレーン等の玉掛けの方法	
		13:00～15:00	一般的作業方法 玉掛け用具 基本動作 合図の方法	
		15:00～16:00	クレーン等運転のための合図	
	16:00～17:00	学科試験		
実 技 講 習				
実 技 講 習	第三日目	8:30～11:30	質量目測 玉掛け用具の選定 基本作業 応用作業	酒井 清隆 氏 (一社)長野県労働基準協会連合会 講師 永井 秀行 岩本 信重
		12:15～15:15		
		15:15～17:00	実技試験	
		17:00～(予定)	修了式	

9. 助成金制度を活用される皆様へ

本講習は「人材開発支援助成金」等の助成金が受けられる場合がありますが、管轄する都道府県労働局へ訓練実施計画届を訓練開始1ヶ月前迄に提出することが必要となります。(但し、建設労働者技能実習コースは訓練実施計画届の提出が不要です。)

詳細につきましては

長野労働局職業安定部 訓練課 (TEL 026-226-0862) までお問い合わせください。(助成金に限る)

助成金受給申請時に必要な受講証明(申請書)につきましては、当日会場に持参いただくか、受講終了後お送りください。なお、郵送の場合は、110円分の切手貼付の返信用封筒を同封してください。(注: 必要事項の記載のないものは証明できませんのでご留意下さい)

10. そ の 他

(1) 労働安全衛生規則等の一部改正に伴い技能講習修了証の氏名欄(25文字以内)に旧姓及び通称を併記することが可能です。併記を希望する受講者は申込書の裏面をご確認ください。

(2) 昼食を斡旋しますのご利用下さい。(講習当日の注文受付になります)